

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
鳥獣害対策										

規範項目20

必須・重要・**推奨**



## 有害鳥獣による農作物被害の防止

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つです。

しかし、近年、鳥獣による農作物被害が、中山間地域等を中心に深刻化しており、営農意欲の低下等による地域農業の崩壊も危惧されています。このため、効果的な侵入防止柵の設置や農作物残さ等を放置しないなど、鳥獣を引き寄せない取組による農作物被害防止対策の実施が必要です。

### 取組事項

- ・ 集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組を実践する。
- ・ 侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施する。

鳥獣被害対策に「これさえすれば大丈夫」といった特効薬はありません。野性鳥獣を「近づかせない」、「侵入させない」、「捕獲する」等の対策を総合的に取り組み、少しずつ改善させることで、効果を持続することができます。また、地域ぐるみで取り組むことで対策の効果は高まります。

#### 【被害防止対策の手順】

(1) 集落みんなで勉強

野生鳥獣の生態や習性を知り、何が野生鳥獣をひきつけるかを集落のみんなで理解することが重要です。普段の行動を見直して、餌付けがないか？人馴れを進めていないか？を考えて見ましょう（図2）。

(2) 近づかせない（生息環境管理）

野生鳥獣にとってエサ場としての価値が低くなるように、農地や家の周りの環境を改善していきましょう。集落の近くのヤブは野生鳥獣の隠れ場所となります。また、収穫しなくなった野菜や果樹などの農作物残さは野生鳥獣のエサとなりますので、放置せずに除去しましょう。

(3) 柵で囲って、追い払い（被害防除）

農地を柵で囲うことは有効な被害対策です。また、追い払いには、野生鳥獣をその場から追い払う短期的な効果と、「集落は危険な場所である」と学習させる長期的な効果があります。

(4) 捕獲（個体数管理）

捕獲は短期的、緊急的には有効な対策です。しかし、野生鳥獣にとって魅力的なエサがある限り、集落に来て被害を起こします。他の対策と組み合わせて実施しましょう（図3）。

#### 【被害防止対策実施の際の注意点】

(1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、自己所有地内であっても、野生鳥獣を捕獲するためには有害鳥獣捕獲の許可又は狩猟の登録が必要となる場合がありますので、捕獲による対策を行う際は市町村に相談してください。

(2) 電気柵は、植物が接触することで漏電しますので、草刈りなど定期的な管理が必要です。

被害金額(万円)

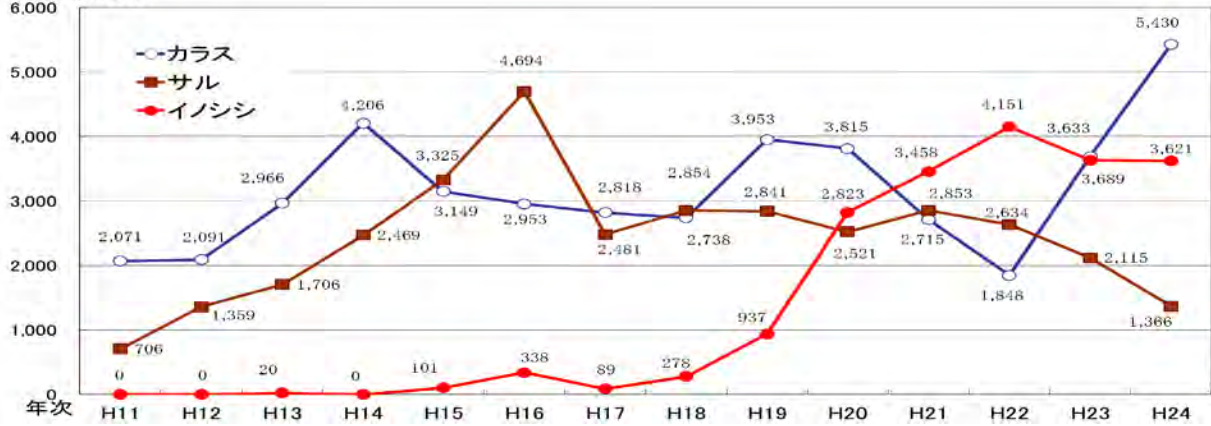


図1 鳥獣別の農作物被害金額の推移

皆さんの行動を見直してみてください。



図2 生息環境の管理ポイント(イメージ)



図3 総合的な防除対策(イメージ)

図1~3: 県農村振興課資料より

【根拠法令等】

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(平成20年農林水産省告示第254号)